

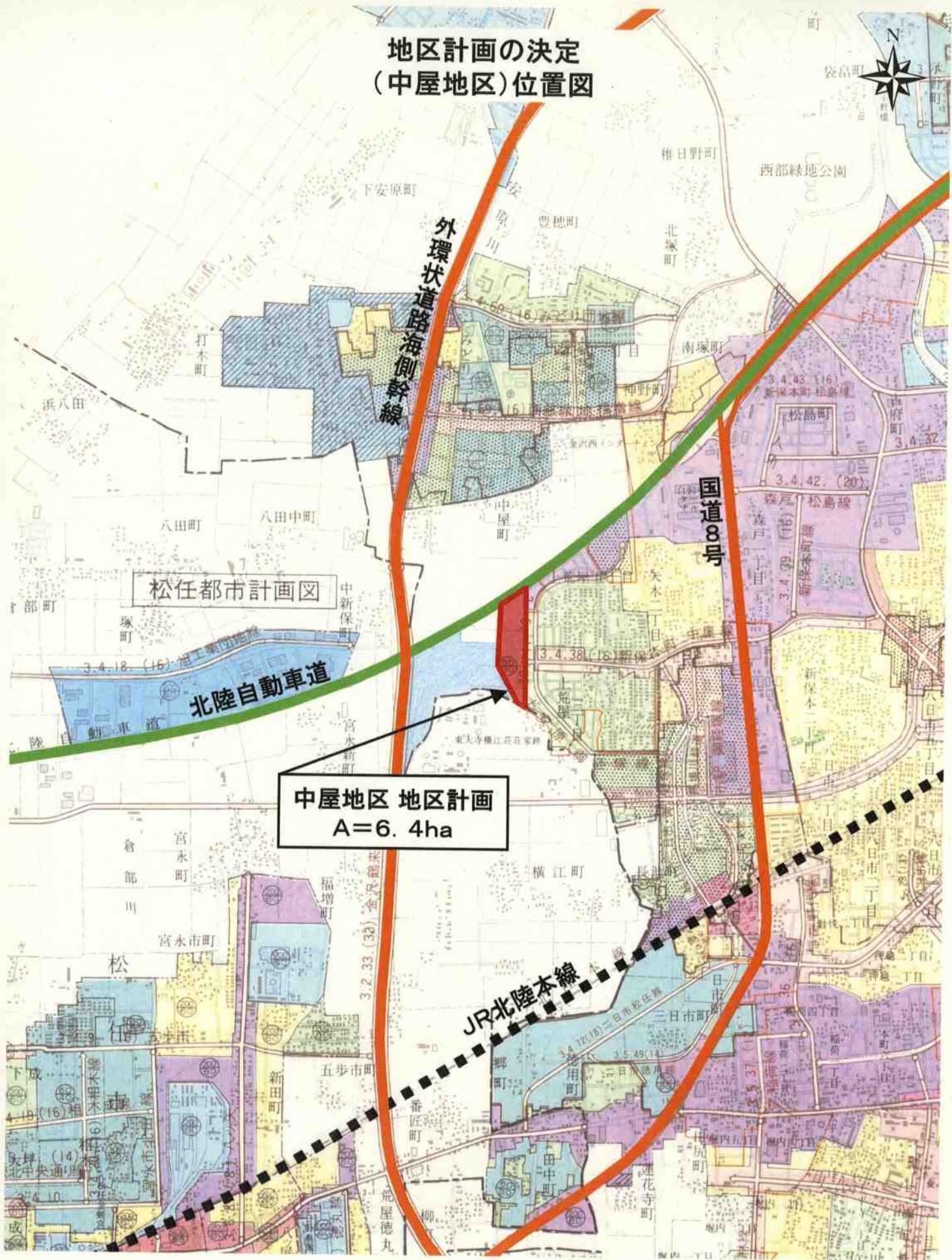
## 金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

都市計画中屋地区地区計画を次のように決定する。

名 称	中屋地区 地区計画								
位 置	金沢市中屋町及び上荒屋7丁目の各一部								
面 積	約 6.4ha								
区域の整備・開発および保全の方針	地区計画の目標	本地区は、金沢市の中心市街地の西方約 6.0 kmに位置する新市街地であり、国道8号と計画中の外環状道路を結束する幹線道路（準幹線 573号上荒屋町線）の整備により今後さらに発展が予想される地区である。居住環境に配慮した沿道商業地と潤いある環境を有す住宅地を形成し、隣接する住宅地との一体的市街化による良好な住環境の創出を図ることを目標に定める。							
土地利用の方針	土地区画整理事業を基盤とした快適で潤いある住宅地を供給するため、本地区を3つの地区に区分し、それぞれの土地利用方針を示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; width: 33%;">1. 沿道サービス地区</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">2. 一般住宅地区A</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">3. 一般住宅地区B</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">幹線道路（準幹線 573号上荒屋町線）沿道では、商業・業務施設を中心とした利便施設の立地誘導と共に、背後住宅地に配慮した緑豊かな景観形成を図る。</td> <td style="padding: 5px;">北陸自動車道の隣接地として背後住宅地の緩衝的役割を担い、業務施設を許容しつつ、緑豊かでゆとりある景観を持つ中層住宅等の立地誘導を図る。</td> <td style="padding: 5px;">周辺住宅地と一体化した良好な環境形成のため、緑豊かでゆとりある景観を持つ低中層住宅を主体とし、居住地の環境保全に配慮した利便施設も立体する住宅地の形成を図る。</td> </tr> </table>			1. 沿道サービス地区	2. 一般住宅地区A	3. 一般住宅地区B	幹線道路（準幹線 573号上荒屋町線）沿道では、商業・業務施設を中心とした利便施設の立地誘導と共に、背後住宅地に配慮した緑豊かな景観形成を図る。	北陸自動車道の隣接地として背後住宅地の緩衝的役割を担い、業務施設を許容しつつ、緑豊かでゆとりある景観を持つ中層住宅等の立地誘導を図る。	周辺住宅地と一体化した良好な環境形成のため、緑豊かでゆとりある景観を持つ低中層住宅を主体とし、居住地の環境保全に配慮した利便施設も立体する住宅地の形成を図る。
1. 沿道サービス地区	2. 一般住宅地区A	3. 一般住宅地区B							
幹線道路（準幹線 573号上荒屋町線）沿道では、商業・業務施設を中心とした利便施設の立地誘導と共に、背後住宅地に配慮した緑豊かな景観形成を図る。	北陸自動車道の隣接地として背後住宅地の緩衝的役割を担い、業務施設を許容しつつ、緑豊かでゆとりある景観を持つ中層住宅等の立地誘導を図る。	周辺住宅地と一体化した良好な環境形成のため、緑豊かでゆとりある景観を持つ低中層住宅を主体とし、居住地の環境保全に配慮した利便施設も立体する住宅地の形成を図る。							
建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限等を行い、緑豊かな街並みが形成されるよう誘導する。								
地区の細区分	名称	1. 沿道サービス地区	2. 一般住宅地区A	3. 一般住宅地区B					
	面積	約 1.4ha	約 1.5ha	約 3.5ha					
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる建築物を建築してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>○畜舎(建築物に附属する畜舎を含む)</li> <li>○ゴルフ練習場</li> <li>○バッティング練習場</li> <li>○ホテル又は旅館</li> <li>○建築基準法別表2(に)項第2号に掲げる工場</li>   <li>○射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場等その他これらに類するもの</li> <li>○カラオケボックス(コンテナ型)</li>   <li>○ぱちんこ屋、マージャン屋</li> <li>○劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>以上のもの</li> <li>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に該当する営業の用に供する建築物</li> <li>○倉庫業を営む倉庫</li>   <li>○危険物の貯蔵又は処理に供する施設</li> </ul>							
	建築物の敷地面積の最低限度	165 m <sup>2</sup> <p>ただし、基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に上記未満の敷地となっている場合はこの限りではない。</p>							

地区の細区分		1. 沿道サービス地区	2. 一般住宅地区A	3. 一般住宅地区B							
地区整備計画	建築物等の壁面の位置の制限	<p>道路及び隣地、緑地、公園、水路等（以下「隣地等」という。）の境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面までの距離の最低限度（以下「壁面後退部分」という。）は、1.0mとする。</p> <p>ただし、幹線道路（準幹線 573 号上荒屋町線）の道路境界線からは 1.5m とする。</p>									
		<p>建築物等の高さの最高限度は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">建築物等の高さの最高限度</td><td style="width: 33%;">15m</td><td style="width: 33%;">12m</td></tr> <tr> <td></td><td>ただし、敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上あり、かつ、周囲の環境と調和し、優れた都市景観に資すると認められる場合は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値まで緩和することができる。</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>20m</td><td>15m</td></tr> </table>			建築物等の高さの最高限度	15m	12m		ただし、敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上あり、かつ、周囲の環境と調和し、優れた都市景観に資すると認められる場合は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値まで緩和することができる。		
建築物等の高さの最高限度	15m	12m									
	ただし、敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上あり、かつ、周囲の環境と調和し、優れた都市景観に資すると認められる場合は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値まで緩和することができる。										
	20m	15m									
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物等の外壁の色は茶、グレー等を基調とし、また、屋根の色は黒、茶、グレー、濃紺、濃緑等を基調とした落ち着きのある色調とともに、形態又は意匠についても都市景観形成上支障のないものとする。</p> <p>2. 広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、地区の区分に応じ、次に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自己用又は管理広告物に限る。</li> <li>○建築物等の屋上及び屋根面の部分に設置しない。</li> <li>○突出広告は、地盤面からの最低高が 3.0m 以上で壁面からの突出幅は 1.0m 以内とする。</li> <li>○建築物と同一敷地内に設けることの出来る独立広告物は 1 基までとし、かつ高さを 6 m 以下とする。また、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。</li> <li>○独立広告物の表示合計面積は 10 m<sup>2</sup> 以下とする。</li> </ul>										
	<p>道路に面してかき又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生垣を基本として緑化に努めるものとする。</li> <li>(2) 生垣もしくは透過性のあるフェンスとし、それぞれの高さは 1.8m 以下とする。</li> <li>(3) 生垣もしくは透過性のあるフェンスと石、レンガ、化粧ブロックその他これらに類するもの（以下「石等」という。）と組み合わせる場合は、石等の高さを 0.6m 以下とし、総高さを 1.8m 以下とする。</li> </ol>										
	理由		<p>土地区画整理事業により公共整備がなされた本地区において、幹線道路準幹線 573 号上荒屋線を軸とし、生活利便施設の誘導と、周囲の環境と調和した快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、地区計画を決定する。</p>								

地区計画の決定  
(中屋地区)位置図



# 中屋地区 地区計画 計画図

S=1:2500

【一般住宅地区A】

【一般住宅地区B】

【沿道サービス地区】

準幹線573号上荒屋町線

都市計画道路 新保本町・中屋線

【一般住宅地区B】

## ■地区計画

### 凡 例

	沿道サービス地区
	一般住宅地区A
	一般住宅地区B
	地区計画の区域

松任市  
江  
橋